ソフトバンクかんたん保険（月額プラン）利用規約

本保険は、2026 年 5 月 29 日午前 10 時をもって新規加入の受付を終了します。
受付終了後は取消しや解約後の再加入はできません。
また、同年 8 月 1 日午後 4 時をもって提供を終了します。

「ソフトバンクかんたん保険（月額プラン）」（以下、「本保険」といいます。）は、各保険の約款・特約、4G 通信サービス契約約款、5G 通信サービス契約約款（併せて以下、「契約約款」といいます。）およびこのソフトバンクかんたん保険利用規約（以下、「本規約」といいます。）に従って提供されます。保険のご利用にあたっては、契約約款および本規約をご承諾のうえ、ご利用ください。

第1条 （本保険の仕組み）

1. 本保険は、本保険は損害保険ジャパン株式会社を引受保険会社、ソフトバンク株式会社（以下当社とします）を取扱代理店とし、当社を保険契約者とし、ご加入者（当社の 4G および 5G サービス契約のご契約者）またはご加入者が指定した方を被保険者（保険の対象となる方）とする団体契約です。
2. ご加入は本保険のプランをご選択いただきます。プランは下記表に記載のとおりです。なお、女性のあんしん保険、毎日あんしん保険、スポーツ・レジャー保険、ゴルファー保険における被保険者は、お申込み手続き画面でご選択できる一定のご親族の範囲（加入者ご本人、配偶者、子、親、祖父母、孫、兄弟姉妹）に限ります。

プラン名	補償内容概要	備考
自転車あんしん保険	自転車事故をはじめとする交通事故によるケガを補償します。また、日常生活に起因する偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負われた場合も補償します。	ご加入者本人が被保険者として、「本人型」「夫婦型」「家族型」の加入パターンをお選びいただけます。
子供のあんしん保険	お子さまの、様々な偶然な事故によるケガを補償します。死亡された場合や後遺障害が生じた場合の他、入院をされた場合を補償します。 天災危険（地震、噴火、津波）も補償します。 また扶養者がケガが原因で扶養不能状態になった場合の育英費用を	扶養者（注１）であるご加入者が、同居のお子さま（注２）を被保険者としてお申込みいただけます。

	サポートします。(育英費用)等。	
女性のあんしん保険	様々な偶然な事故によるケガを補償します。死亡された場合や後遺障害が生じた場合の他、入院をされた場合を補償します。また、お顔をケガした場合、入院保険金は倍額補償します。	ご加入者またはご加入者が指定した「女性」を被保険者としてお申込みいただきます。
スポーツ・レジャー保険（月額プラン）	スポーツ等によるおケガを補償します。死亡された場合や後遺障害が生じた場合の他、入院をされた場合を補償します。天災危険（地震、噴火、津波）も補償します。 また、レジャー中等、他人をケガをさせてしまった場合などにより賠償責任を負う場合も補償します。(個人賠償責任)、スポーツ用品の破損補償等も補償します（携行品損害)。	ご加入者またはご加入者が指定した方を被保険者としてお申込みいただきます。
毎日あんしん保険	様々な偶然な事故によるケガを補償します。死亡された場合や後遺障害が生じた場合の他、入院をされた場合を補償します。 また、レジャー中等、他人をケガをさせてしまった場合などにより賠償責任を負う場合の補償や(個人賠償責任)、外出中の携行品破損、盗難などを補償します。(携行品損害)	ご加入者またはご加入者が指定した方を被保険者としてお申込みいただきます。
ゴルファー保険（月額プラン）	ゴルフによるケガの補償、ゴルフ中にケガをさせてしまった場合の補償(個人賠償)、ホールインワン・アルバトロス補償、ゴルフ用品の損害なども補償します。	ご加入者またはご加入者が指定した方を被保険者としてお申込みいただきます。

（注１）「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で本契約ではご加入者（回線契約者）の方をいいます。以下のすべての条件を満たしている方を言います。

ア）被保険者の親権者であること

イ）被保険者と同居していること

ウ）被保険者の属する世帯の生計を維持している方であること

（注２）設定される同居のお子さま（被保険者）は、年令が満 18 才未満かつ下記のいずれかの学校の学生、生徒または児童である方をいいます。

ア）学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学（大学院および短期大学を含みます。）、特別支援学校

イ）学校教育法に基づく、専修学校、各種学校

ウ）児童福祉法に基づく保育所

第2条 （保険加入）

1. 本保険のご利用には当社の 4G および 5G サービス契約が必要となります。ただし、お客さまのご契約が法人契約、プリペイド契約である場合は本保険をご利用できません。
2. 本保険のご加入は iPhone、スマートフォン、ケータイ、iPad、タブレットまたはパソコン等で「My SoftBank」からお手続きいただけます。
3. ご加入者（当社の 4G および 5G サービス契約のご契約者）以外に被保険者（補償を受けられる方）がいらっしゃる場合は被保険者となる方にもご加入の内容をお伝えください。また、ご加入の際にはご家族の方にもご加入内容をお知らせください。
4. 本保険のお申込み・ご利用に伴うパケット通信料またはメール受信は有料です。

第3条 （保険申込みの成立）

1. 保険申込みは「ご加入完了」画面が表示された段階で成立いたします。保険加入の時間は「My SoftBank」内の「ご加入状況・解約」画面の加入者証に表示されます。
2. 保険申込み手続きは通信の障害・切断・工事、その他端末の不具合等により未完了となる場合があります。保険申込み手続きは「お申し込み完了」の画面表示が出るまで完了していませんのでご注意ください。保険申込み手続きが完了していない場合、当社および引受保険会社は、保険申し込み不成立による責任を負いません。
3. お申込み手続き完了後、「申込登録完了通知」および「ソフトバンクまとめて支払いご利用のご案内」がメールで届きますので、加入内容および支払内容をご確認ください。ただし、一部機種ではメールが届かない場合もあります。

第4条 （保険金のお支払い）

事故発生時の対応、保険金のお支払いなどについては、引受保険会社（損害保険ジャパン株式会社）がご対応いたします。

第5条 （お申込みおよびご利用の制限）

1. 本保険は保険期間開始日時点で満 20 歳以上の方にご加入いただけます。
2. 本保険で被保険者（保険の対象となる方）になれる方は、第 1 条第 2 項に記載のとおりです。また、保険期間開始日時点または保険満了日以降のご継続日時点で、満 70 歳未満の方とします。
3. 本保険は海外からのお申込みはできません。また、本規約違反や著しく保険金請求の頻度が多い等、加入者相互間の公平性を逸脱する保険金の支払いやその請求があった場合にはお申込みおよび保険利用中であっても利用を制限させていただく場合があります。

第6条 （保険料相当額のお支払い）

1. 本保険にご加入いただいたお客さまには、当社が保険契約にもとづき、引受保険会社に対して支払う保険料と同額の金額（以下、「保険料相当額」といいます。）を「ソフトバンクまとめて支払いご利用規約」に準じて、4G および 5G サービス契約の契約者であるお客さまにお支払いいただき、保険料相当額のお支払方法等については、4G および 5G 通信サービス等の料金と同様、契約約款に準ずるものとします。
2. 毎月の保険料相当額は、「ソフトバンクまとめて支払い」でご加入者に対し請求させていただきます。
3. 本保険の１回分の保険料相当額は、保険責任開始日が属する月の１か月分の保険料相当額となります。加入日によっての保険料相当額の変更はございません。
4. 初回お申込み分(保険責任開始日の属する月分)の保険料相当額は、保険のお申込み画面の決済手続き画面でご請求させていただき完了となります。
5. 翌月以降の保険料相当額のご請求は、毎月末日に翌月分として継続のご請求をさせて頂きます。

   ※初回月は２回分のご請求となる場合があります。

   （例：末日締め請求のお客さまの場合

   例：3 月 11 日保険加入される場合、3 月分としてお申込み時の 3 月 10 日にご請求、4 月分として 3 月 31 日にご請求いたします。）
6. 解約については、第 10 条の規定に従います。
7. 携帯料金の請求書には、「ソフトバンクまとめて支払い（ショッピングサイト等）ご利用分」と表示されます。 また、クレジットカードでのお支払いをされている

方は、クレジットカード会社により表示方法は異なります。
※携帯料金の請求書での、記載月は対象となる方の「請求群」によって異なります。

8. お支払期日までに、お客さまからの保険料相当額のお支払いを確認できない場合には、「ソフトバンクまとめて支払いご利用規約」に準じて、保険の解約となります。また、保険の適用期間は第7条の規定に従います。
9. 基本使用料に含まれる無料通信分は保険料相当額には適用されません。
10. 保険料相当額は、別表のとおりです。
11. 保険料相当額は、ソフトバンクポイントプログラムの対象になりません。
12. 保険料相当額は、不課税となります。

第7条 （保険の適用期間）

1. 本保険の保険期間はご加入手続きが完了された翌日0時からはじまり、最初に到来する8月1日午後4時までを満了日とします。
2. 本保険は、満了日までに継続中止(脱退)のお申し出がなかった場合、1年間の自動更新となり以後も同様とします。

第8条 （継続契約）

保険満期日(毎年 8 月 1 日)を迎える際のお手続きは、満期の前にメールにてご案内いたします。ご更新後の保険料は、普通保険約款・特約、保険料率等を改定した場合、更新前と異なる場合があります。あらかじめご了承ください。
以下の場合、本保険の自動更新ができなくなりますのであらかじめご了承ください。

- 保険金請求の頻度や、その他当社の定める基準に合致した場合、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させて頂くことがございます。

第9条 （保険加入の取消）

保険加入日当日中は、「My SoftBank」の「ご加入状況・解約」画面から保険加入を取消することができます。

第10条 （保険期間中の解約）

保険期間中は「My SoftBank」の「ご加入状況・解約」画面より、本保険を解約することができます。解約をお申し出された場合、解約のお申し出を頂いた日の属する月の末日をもって保険期間は終了します。ただし、解約のお申し出をされた日が末日だった場合、解約のお申し出を頂いた日の属する月の翌月末日をもって保険期間は終了します。なお、本保険の解約返れい金はありません。

1. 保険期間中に4Gサービス契約、5Gサービス契約の解約、譲渡、継承、利用停

止、解除などがあった場合、自動的に解約となりその月末をもって保険期間は終了します。

2. 保険料相当額をお支払いいただけない場合、保険のご加入を解除することがございます。その場合、引受保険会社からの保険金のお支払いはされません。
3. 保険期間中に当社の指定する機種以外に SIM の差替えを行った場合、自動的に解約となりません。「My SoftBank」の「ご加入状況・解約」画面から解約ができます。
4. 解約手続き完了後、「解約完了通知」がメールで届きますので内容をご確認ください。ただし、一部機種ではメールが届かない場合もあります。

第11条 （補償内容の変更）

保険加入後は、補償内容の変更修正は原則としてできません。

なお、保険加入日（保険始期日前）の場合、「My SoftBank」の「ご加入状況・解約」画面からいったんご加入された保険を解約のうえ、新たにご希望の補償内容・保険期間でご加入の手続きを行うことは可能です。

第12条 （本規約の変更およびサービスの中断等）

当社の都合により、お客さまへの通知なしに本規約の変更、または本保険のサービスの中断・終了をする場合があります。本規約の変更およびサービスの中断・終了により お客さまおよび 第三者が被った損害について、当社および引受保険会社は損害賠償責任を負わないものとします。

第13条 （パーソナルデータの取り扱い）

1. 当社は、以下のお客さまの個人情報を「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。利用情報および請求情報の取り扱いに際しては、お客さまの通信の秘密およびプライバシー保護に十分留意するものとします。
   (1) 申込者の個人情報
   氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、被保険者との関係、電話番号、電子メールアドレス、選択する保険種別、保険期間、旅行先（渡航先）、支払状況、金融機関の口座情報、クレジットカード情報等、その他保険契約を締結するための情報や各種サービスを提供するために必要な情報
   (2) 被保険者（補償の対象となる方）の個人情報
   氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、加入者との関係、選択する保険種別、保険期間、旅行先（渡航先）等、その他保険契約を締結するための情報や各種サービスを提供するために必要な情報

2. 当社は、個人情報保護法、保険業法、その他の法令の規定に従う場合を除き、個人情報を第三者には提供しません。

第14条 （合意管轄）

お客さまと当社との間で本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条 （準拠法）

本規約に関する準拠法は日本法とします。

2015 年 8 月 11 日　　制定
2026 年 4 月 21 日　最終改定